

防災資機材等整備基準

1 目的

帯広市地域防災計画（一般災害対策編）第4章第5節、及び（地震災害対策編）第2章第5節に基づき、災害が発生した場合の被害想定を勘案し、非常用食料、非常用飲料、防寒対策用資機材、熱中症・暑熱対策用資機材、生活・衛生用品、水防資機材、及びその他必要な資機材（以下「防災資機材等」という。）の整備を計画的に進めるためこの基準を定めるものとする。

2 被害想定と避難者数の想定

帯広市地域防災計画において想定している地震と洪水の被害想定のうち、避難者数が多い地震の被害想定を算定根拠に用いることとし、避難者の家庭内備蓄率を勘案のうえ整備基準を設定する。

（地震発生・規模） 震源位置 ～ 北緯：42° 31' 56 東経：143° 14' 45 マグニチュード：7.4 深さ：3 km 地震発生時間帯 冬の夕方 18：00
（被害値） 家屋被害数：全壊541棟 半壊2,626棟 出火件数：34件 死者数：9人
（避難者数） 避難所生活者数 ：19,520人 避難所外避難者数：10,511人 避難者数合計 ：30,031人
（整備基準の算定に用いる避難者数） 北海道が公表した「平成30年北海道胆振東部地震に関する住民アンケート調査報告（中間）」において、当該地震後における意識の変化を踏まえて約40%の住民が備蓄品を用意していることから、避難者数に60%を乗じて得た値を整備基準の算定に用いる。 避難所生活者数 ：19,520人 × 60% → <u>11,712人</u> 避難所外避難者数：10,511人 × 60% → <u>6,307人</u> 避難者数合計 ：30,031人 × 60% → <u>18,019人</u>

3 備蓄品

災害発生に備え、次の防災資機材等の備蓄整備を進めるものとする。

- （1）非常用食料
- （2）非常用飲料水
- （3）防寒対策用資機材
- （4）熱中症・暑熱対策資機材
- （5）生活・衛生用品等
- （6）水防対策用資機材
- （7）その他必要な資機材

4 防災資機材等整備の基本的考え

災害発生時は、時間の経過とともに食料・飲料等をはじめさまざまな物資や応急資機材が必要となるが、すべての防災資機材等を当市のみで備蓄をすることは限界があることから、災害発生初期に必要な防災資機材等の整備を進めるとともに、民間企業や業界団体とあらかじめ協定を締結し、緊急時に迅速、適切に必要な資機材を供給・確保できる体制の整備を進めるものとする。

5 防災資機材等の整備基準（目標）数

（１）非常用食料

避難者合計１８，０１９人の３食分（１日分）を整備基準とし、次の食料を備蓄する。なお、災害発生２日目以降は、当市または北海道が協定を締結している企業・団体等から供給を受けるものとする。

① アルファ米

ア １８，０１９人の２食分、３６，０３８食を備蓄する。

イ 必要数を計画的に整備することとし、整備後は消費期限の到達前に更新する。

ウ 消費期限前に各種訓練等に試食用とし提供し、市民啓発を図る。

② ミネラルウォーター（アルファ米調理用）

ア 災害初期に必要と見込まれるアルファ米１０，４００食分の調理用水として、５００ml のペットボトル５，２００本を備蓄する。

イ 必要数を計画的に整備することとし、整備後は消費期限の到達前に更新する。

ウ 消費期限前に各種訓練等に活用し、市民啓発を図る。

③ サバイバル・フーズ

ア １８，０１９人の１食分、１８，０１９食を備蓄する。

イ 必要数を計画的に整備することとし、整備後は消費期限の到達前に更新する。

ウ 消費期限前に各種訓練等に試食用とし提供し、市民啓発を図る。

④ 粉ミルク

ア １８，０１９人のうち１歳児未満かつ非完全母乳児の２．５日分、１６，８００gを備蓄する。

イ 必要数を計画的に整備することとし、整備後は消費期限の到達前に更新する。

ウ 消費期限前に保育所や医療機関等に配布し、有効活用を図る。

⑤ 液体ミルク

ア １８，０１９人のうち１歳児未満かつ非完全母乳児の０．５日分、４６，０８０mlを備蓄する。

イ 必要数を計画的に整備することとし、整備後は消費期限の到達前に更新する。

ウ 消費期限前に保育所や医療機関等に配布し、有効活用を図る。

（２）非常用飲料水

上下水道部が市内１２箇所に設置している緊急貯水槽の総水量１，１８０tを整備基準とする。また、当市または北海道が協定を締結している企業・団体等から供給を受けるものとする。

① 緊急貯水槽

１００t×１１箇所＋８０t（大空学園義務教育学校）＝１，１８０t

② ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

（３）防寒対策用資機材

当市の気候風土から、冬季間における防寒対策として、次のものを整備目標として備蓄する。

① 暖房機器

市指定避難所に最低１台の暖房機器を整備する。

② 暖房機用発電機

上記①と同じ

③ 寝具（毛布または寝袋）

避難所生活者１１，７１２人分を備蓄する。

④ 使い捨てカイロ

ア 避難所生活者１１，７１２人の１回分を備蓄する。

イ 必要数を計画的に整備することとし、推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

ウ 更新に伴い備蓄在庫としない資機材は、各種訓練、イベント等に提供し、市民啓発を図る。

⑤ アルミマット

避難所生活者11,712人分を備蓄する。

(4) 熱中症・暑熱対策資機材

夏季における避難所での熱中症・暑熱対策として、次のものを整備目標として備蓄する。

① 瞬間冷却材

ア 避難所生活者数11,712人分を備蓄する。

イ 必要数を計画的に整備することとし、推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

ウ 更新に伴い備蓄在庫としない資機材は、各種訓練、イベント等に提供し、市民啓発を図る。

(5) 生活・衛生用品等

① トイレ用品

ア 組立型簡易トイレ

避難所生活者11,712人から紙おむつ使用人数を除いた人数に対し、スフィア基準で長期的な避難生活での設置数の目安とされている「避難者20人につき1基」を満たす数量552基を備蓄する。

イ 糞尿凝固薬品

避難所生活者11,712人から紙おむつ使用者を除いた人数の5回分/日(内閣府調べ)、55,155個を備蓄する。

ウ トイレットペーパー

3,000個を備蓄する。

エ 紙おむつ(幼児用)

(ア) 避難所生活者11,712人のうち、0歳~3歳の幼児の90%(日本衛生材料工業連合会調べ)が紙おむつを使用すると仮定し、その人数の5回分/日(日本衛生材料工業連合会調べ)、1,485個を備蓄する。

(イ) 必要数を計画的に整備することとし、推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

(ウ) 更新に伴い備蓄在庫としない資機材は、保育所や医療機関等に配布し、有効活用を図る。

オ 紙おむつ(高齢者用)

(ア) 避難所生活者11,712人のうち、要支援・要介護認定者の52%(経済産業省調べ)が紙おむつを使用すると仮定し、その人数の5回分/日(日本衛生材料工業連合会調べ)、1,920個を備蓄する。

(イ) 必要数を計画的に整備することとし、推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

(ウ) 更新に伴い備蓄在庫としない資機材は、医療機関等に配布し、有効活用を図る。

カ 生理用品

避難所生活者11,712人のうち、12歳から50歳の女性の25%(ユニ・チャーム株式会社調べ)が生理用品を使用すると仮定し、その人数の5回分/日(一般社団法人日本家政学会調べ)、3,120個を備蓄する。

② 調理用品

ア 大型調理器具一式 2台

イ 大型調理バーナー 4台

ウ カセットコンロ 52台

(ア) 推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

エ カセットガスボンベ 156本

(ア) 推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

オ 炊出し用鍋

i) 161ℓ 2台

ii) 113ℓ 2台

iii) 68ℓ 2台

iv) 40 2台

カ 食器類（丼容器・箸）

避難者合計18,019人の1食分に対応できる数量を備蓄する。

キ 調理器具類

炊出し調理をする場合に、必要とする数量を備蓄する。

ク 使い捨て哺乳瓶

哺乳瓶での授乳回数を5回／日程度と仮定し、避難所生活者数に0～1歳の人口割合を乗じた人数（約120人）の5回分／日、600本を備蓄する。

③ 感染症対策・衛生用品

ア マスク

1人当たり1日に2枚使用すると仮定し、避難所生活者11,712人の10日分、234,240枚を備蓄する。

イ ウェットティッシュ

（ア）避難所生活者数の11,712個を備蓄する。

（イ）必要数を計画的に整備することとし、推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

（ウ）更新に伴い備蓄在庫としない資機材は、各種訓練、イベント等に提供し、市民啓発を図る。

ウ ペーパー歯磨き

（ア）1日3回歯磨きを行うと仮定し、避難所生活者11,712人の1日分、35,136個を備蓄する。

（イ）必要数を計画的に整備することとし、推奨使用期限等を踏まえ、計画的に更新する。

（ウ）更新に伴い備蓄在庫としない資機材は、各種訓練、イベント等に提供し、市民啓発を図る。

（6）水防対策用資機材

市長が必要と判断する数量を基準とする。

（7）その他必要な資機材

市長が必要と判断する数量を基準とする。

6 備蓄場所

備蓄場所は、帯広市拠点備蓄倉庫を基本とするが、公共施設や自主防災倉庫を活用しながら分散配置に努める。

（1）帯広市拠点備蓄倉庫

（2）帯広市災害用資機材備蓄倉庫（自由が丘倉庫）

（3）市民活動プラザ六中

（4）よつ葉アリーナ十勝（帯広市総合体育館）

（5）大正農業者トレーニングセンター

（6）自主防災倉庫・防災備蓄倉庫（各指定避難所敷地内）

（7）大通公園

（8）その他必要な場所

7 管理

防災資機材等は、備蓄品簿を作成し適正に維持・管理するとともに、使用後は、速やかに補充するものとする。

(附則)

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

この基準は、令和 3年 4月1日から施行する。

この基準は、令和 8年 4月1日から施行する。